

## [ 識別コード配列 適用細則 (案) ]

### 1. 主旨

測定物コードだけで測定対象物の検査結果を一義に特定できない場合、識別コードを用いる。

### 2. 符番について

後掲の分類基準に依るものとし、基本的には、数列の 1～3 桁目で定性・定量など値の表現型の分類を、4 桁目で測定値・判定結果など値の意味型の分類を行い、4 桁で定義する。

ただし、測定物コードは、さまざまな形式のものが分類されているため、基本原則を適用する必要がない場合（表現型・意味型の区別が不要な場合）は、後掲の例外規定を適用する。

### 3. 運用ルールについて

(1) 数列の 1～2 桁目では、測定物の検査結果の表現型に対して下記の適用条件をあてはめる。

0. 定量値（数値）
1. 半定量（数値・記号・文字）
2. 定性（記号・文字）

(2) 数列の 3 桁目では、測定物の検査結果の機能型に対して下記の適用条件をあてはめる。

0. 測定値
1. 測定物のコントロールを用いて測定した定量値
2. 活性値（数値）
3. 比率（数値・%）
4. 指数（数値）
5. ISI（数値）
6. INR（数値）
7. 抗原量（数値）

(3) 数列の 4 桁目では、測定物の検査結果の意味型に対して下記の適用条件をあてはめる。

1. 測定値・内容
2. クラス（分類結果）
3. 判定結果

(4) 測定物が下記の場合、測定物毎に識別コードを設定する。

- 沈渣・血液像・骨髓像などの細胞種類
- 蛋白分画
- アイソザイム

- 血液ガス
- リンパ球表面マーカー
- 遺伝子検査における変異など

(5) 測定物がアレルギー特異 IgE の場合、1～3 桁目を下記の適用条件をあてはめる。

1. 植物花粉系 “001～199”
2. 動物・表皮系 “200～299”
3. 食餌系 “300～499”
4. 真菌系 “500～599”
5. 昆虫・寄生虫系 “600～699”
6. 粉塵・その他 “700～999”

(6) 測定物が通常用いられるアレルギー特異 IgE セットの場合、セット毎に識別コードを設定する。

(7) 測定物が負荷試験もしくは採血時間の場合、分を単位として“0001” から “0999” の範囲で 1 から 0999 分の間で必要に応じ設定する。ただし、この場合の測定結果は表現型：定量値、機能型：測定値、意味型：測定値、とする。

(8) 測定物が沈渣、血液像、骨髓像などの細胞種類で、結果がその個数で表現される場合、測定物毎に識別コードを設定する。

ただし、識別コードに定義されていない施設固有の結果項目および結果を指定できるよう、「その他 1」「その他 1 個数」といった key/Value 型の特別な識別コードを定義する。

- 「その他 1」 ……細胞（測定物）名称 “0901”
- 「その他 1 個数」 ……その他 1 で設定した細胞（測定物）の個数 “0902”

その場合の識別コードは、0901～0902 を割り当て、“その他○”と“その他○個数”を対とし、“その他○”の 4 桁目は“1”に“その他○個数”の 4 桁目は“2”をセットする。

例：尿沈渣